

令和7年3月18日

羽生市教育委員会 様

羽生市立学校適正規模審議会
会 長 川 島 規 行

羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針案について（答申）

令和5年2月24日付け羽教総発第94号において諮問された西・南中学校区の小学校の再編成に関する基本方針案の作成について、羽生市立学校適正規模審議会規程第2条の規定に基づき、次のとおり答申する。

答 申

- 1 西・南中学校区の小学校の再編成に関する基本方針案は、別添のとおりとする。
- 2 羽生市及び羽生市教育委員会は、本答申を基に、小学校の再編成を進めるに当たり、以下の点に十分配慮すること。
 - (1) 児童への配慮
学校の再編成により、児童は、新たな人間関係の構築が必要となる。また、学校環境や通学方法等も変わることから、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、事前の学校間交流の実施や教職員の配置について配慮するなど、児童の心身の負担軽減に向けた対応を講じること。
 - (2) 保護者への配慮
保護者の不安解消のため、保護者やPTAの意見を聴くとともに、可能な限り情報提供に努めること。また、学童保育室（放課後児童クラブ）利用者について、再編成前の定員を確保するための環境整備や円滑に受け入れできる体制の構築に努めること。
 - (3) 地域への配慮
地域の見守り活動や運動会等の行事に代表されるように、地域社会の教育力が児童の成長の一助となっている。再編成により学校区が広がっても、今まで培ってきた地域コミュニティが存続できるよう、地域に配慮すること。
 - (4) 通学への配慮
学校の再編成により新たに設定される通学路の交通安全を確保するため、道路交通実態に応じた適切な措置を講じること。

スクールバスの具体的な運行方法については、再編成準備委員会で協議することとなるが、保護者の不安解消のため、想定されるルート等の情報提供に努めること。また、通学路の安全確保や地域での見守り活動等についても、学校、地域と一体となって調整すること。

(5) 魅力ある学校づくり

再編成後の学校のあり方については、保護者や学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための思いを共有し、魅力ある学校のビジョンを描くことが大切であるとする。そのためには、地域の伝統、文化や地域住民の学校への「誇り」、「愛着」に配慮し、丁寧に対応していく必要がある。市内の学校では、それぞれに特色のある教育を実施していることから、これらの継承に努めるとともに、学校運営協議会によるコミュニティ・スクールをさらに充実させること。

(6) 小中一貫教育、義務教育学校

小中一貫教育の推進、将来的な義務教育学校の設置について、その目的、利点、進め方を説明し、保護者や地域住民の理解を得ること。

(7) 学校跡地の活用

学校は、地域コミュニティ及び防災の拠点としての役割もある。跡地利用は、今後のまちづくりの観点からも重要であることから、地域住民の意見を聴き、慎重に検討すること。

(8) 情報の公開

学校の再編成に関する情報は、児童生徒、保護者、地域住民にとって大きな関心事である。今後、学校の再編成の実施に当たっては、検討過程や決定事項について、市のホームページや広報紙、PTA、自治会等を通じて随時公表し、理解と協力を得て進めること。

(9) 西・南中学校区の小学校の再編成

西・南中学校区の小学校の再編成基本方針の決定後、再編成を実施するに当たっては、円滑かつ適正な学校運営を進めることができる環境の整備に必要な期間等を考慮し、適切な時期に再編成準備委員会を設置し、協議を進めること。

また、再編成を実施した場合において、児童保護者が隣接学区の学校への就学を希望するときは、これを認めるようにすること。

- 3 羽生市では、平成22年度から村君小学校を小規模特認校に指定し、自然環境に恵まれ、地域の歴史と伝統を生かした教育を推進してきた。また、小規模特認校では、通学区域外からも児童を受け入れることから、少人数の学校であれば通うことのできる児童の希望に沿った選択を可能としていた。しかし、令和7年4月に村君小学校が閉校することに伴い、市内には小規模特認校がない状況となる。

羽生市立学校適正規模審議会では、羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本計画に基づき、望ましい学級数の維持のため、小学校では1学年2学級以上となるよう再編成を検討してきたところであるが、協議を重ねる中で、小規模校のメリッ

トを再確認する場面も多くみられた。小規模特認校においては、きめ細やかな指導、地域の特性を生かした特色ある教育活動のほか、少人数の方が力を発揮できる児童にとっては活躍の場が広がるなどの良さを持ち合わせており、近年の学びの多様化の観点からも、こうしたニーズに応える小規模特認校を市内に設置することは意義あるものとする。

本審議会では、西・南中学校区の小学校の再編成において、新郷第一小学校を小規模特認校とすることを答申するが、その理由は、次のとおりである。

- (1) 自然環境に恵まれ、学校保健の分野において数々の表彰を受けるなど、特色ある教育を実施していること。
- (2) 歴史ある地域資源を活用した教育計画を策定することができること。
- (3) 市内の通学区域外の児童を受け入れるため、徒歩、自動車のほか電車による通学も可能な位置にあること。
- (4) 校舎について、大規模改造工事を実施して間もなく、学校施設・設備が整っていること。
- (5) 1学年2学級に対応できる教室数を有し、多くの通学希望者が利用できる規模であるとともに、余裕教室を活用した多様な学びを提供することが可能であること。

以上のことから、新郷第一小学校では、小規模特認校の良さを生かした教育活動が展開されることを期待するものであるが、今後、著しく児童数が減少するなどにより、小規模校としてのデメリットが顕著化する場合にあっては、市内学校との再編成を速やかに検討すべきである。

- 4 羽生市立学校適正規模審議会では、羽生市教育委員会からの諮問を受け、西・南中学校区の小学校の再編成について、将来の子どもたちのために、より良い教育環境を整えることを第一に考え、12回にわたり、慎重に審議を重ねてきた。また、保護者アンケートを実施し、基本計画案に対する賛否について、多くの方から貴重な御意見をいただくとともに、3年生から6年生までの児童からも率直な意見を伺ったものである。この答申をもって本審議会の考えを示したが、保護者や地域住民の学校に対する愛着や学校の存続を願う気持ちから、再編成に対する理解を得るのに時間を要することも十分考えられる。

このため、羽生市及び羽生市教育委員会においては、本答申の具現化に当たっては、市のまちづくりの方針等も踏まえつつ、保護者や地域住民に十分な説明を行うとともに、再編成準備委員会における協議・調整を行い、理解と協力の下で進められることが望まれる。

学校再編成の検討を契機として、今後の学校教育のさらなる充実に向けて、保護者と地域住民との前向きな議論が行われ、変化の激しい時代に対応した、未来へつながる教育環境づくりが進められることを切に願う。